

令和8年第2回山北町議会定例会の経過（6月9日）

議

長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和8年第2回山北町議会定例会を開会いたします。

（午前9時00分）

本日の会議に先立ち、お知らせいたします。

議場内における出席者及び傍聴者の水分補給及びスマートフォン等の通信端末機器の持込みにつきましては、いずれも認めております。水分補給の飲料は、水または「足柄茶」などのお茶に限定し、蓋付きの容器を御使用いただき、スマートフォン等の電源については、あらかじめマナーモード等に設定の上、音が出ないよう議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町

長 皆様、おはようございます。

今日は、令和8年第2回山北町議会定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、気象庁が今月初めに四国地方の梅雨入りを発表したところ、ちょうど同じ時期に発生した台風6号の影響により、太平洋側を中心に記録的な大雨に見舞われ、和歌山県ではレベル5 氾濫特別警報が発表された地域も見られました。

本町におきましても、この台風を踏まえ、庁内防災会議を開催し、気象情報の収集や災害対策に努めるとともに、町民に対して防災行政無線等を活用し、災害への備えについて広報いたしました。

今後におきましても、台風などによる局地的な大雨や土砂災害が心配されますが、町民の生命財産を守る防災減災対策を図ることが行政の一番の責務であることを改めて認識したところでございます。

さて、先月27日には、御殿場線沿線の10の自治体で構成する御殿場線活用推進協議会の総会が開催されました。本協議会では、御殿場線の利便性向上と沿線地域の活性化を目的として、鉄道事業者への要望活動をはじめ、利

用促進事業や沿線の魅力発信など、様々な取組を進めております。

昨年度は、鉄道事業者との共催によるマルシェトレイン御殿場 2025 が運行され、駅のホームや列車内において、沿線自治体によるおもてなしが行われるなど、多くの方々にお楽しみをいただき、大変好評を博したところであります。町といたしましても、引き続き協議会を通じて、鉄道事業者に対し、ＩＣカードのまたがり利用の実現や、輸送力の増強、駅施設等の整備など、御殿場線のさらなる利便性向上に向けた要望活動に取り組んでまいります。

さて、今月２日には新茶の季節を迎えた足柄茶のＰＲを兼ねて、新茶を持参し、県知事、副知事をはじめとする県幹部職員を表敬訪問してまいりました。訪問の際には足柄茶の魅力をお伝えするとともに、本町の現状や課題について意見交換を行い、町政運営への理解と協力をお願いしてまいりました。県との信頼関係を深め、連携強化を図る上で大変有意義な機会となったところでございます。

さて、スポーツ界に目を向けますと、今月11日から４年に１度のサッカーの祭典であるＦＩＦＡワールドカップが、アメリカ、カナダ、メキシコの３か国において開催されます。８大会連続８度目の出場となる日本代表は、充実した戦力を背景に、史上最強との呼び声も高まっております。優勝という高い目標を掲げ、世界の強豪国に挑む選手たちの姿は、多くの人々に夢や希望、そして大きな感動を与えてくれるものと期待しております。世界最高峰の舞台で繰り広げられる熱戦とともに、日本代表の躍進を心から願うところであります。

町におきましては、来月５日にカヌー・ＳＵＰマラソンＩＮ丹沢湖の開催が控えております。今年で26回目を迎えるこの大会は、例年、町内外から多くの方に御参加いただき、夏の丹沢湖を大変盛り上げていただいております。毎回、スタートの合図とともに、色とりどりのカヌーやＳＵＰが湖面を鮮やかに彩る光景は、本町に夏の訪れを感じさせる風物詩となっております。

さて、私の町長としての任期も残り僅かとなりました。任期満了までの１日１時を大切にしながら、これまで進めてまいりました施策の着実な推進と円滑な引継ぎに努め、最後まで責任を持って町政運営に努めてまいります。

それでは令和８年第２回山北町議会定例会で御審議いただきます案件は、

条例案件3件、令和8年度一般会計の補正予算案件1件、動産取得案件2件、人事案件1件、報告案件3件の合計10件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、令和7年度公益財団法人山北町環境整備公社事業報告書及び決算報告書について、ほか3件を御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます、御挨拶といたします。

議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営について、5月27日に議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので委員長より審査報告を求めます。

議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。

6番大野 皆さん、おはようございます。

それでは議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

5月27日午前9時から役場401会議室において、委員6名、議長出席のもと、令和8年第2回山北町議会定例会の運営について審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように条例改正2案件、条例廃止1案件、補正予算1案件、動産の取得2案件、人事案件1案件、報告3案件の計10案件で、いずれも本会議に即決といたしました。

陳情は5件提出され、観光客のモラル向上による環境及び水源保全と住民の生活を守るための条例制定を求める陳情書は、総務環境常任委員会に付託し、審査をすることといたしました。

ほか4件については、卓上配付といたしました。

会期は6月9日から6月10日までの2日間といたしました。また、6月9日と10日の本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

日程は配付済みの日割り予定表のとおりですので省略いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から10日までの2日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、会期は本日から10日までの2日間と決定いたしました。
会議録署名議員に、議席番号3番、瀬戸伸二議員。議席番号9番、熊澤友子
議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第41号 山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定に
ついてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第41号 山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、山北
町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する
法律等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するもの
です。詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第41号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

「山北町印鑑条例の一部を改正する条例」山北町印鑑条例の一部を次のよ
うに改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、出入国管理及び難民認定
法及び日本国との平和条約に基づき、日本国の国籍を離脱した者等の出入国
管理に関する特例法の一部改正により、在留カード及び特別永住者証明書と
個人番号カードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運
用が開始されます。これにより、コンビニエンスストアに設置されている多
機能端末機を使って、印鑑登録証明書の交付申請をする際、個人番号カード
利用証明書が記録された特定在留カード及び特定特別永住者証明書での
利用ができるよう改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

第4条第2項は準用している住民基本台帳法の表記と合わせるため、住民を外国人住民に改正し、非漢字圏の外国人住民に、漢字圏の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において、「氏名に漢字が使用されていないものを含む」の定義を追加するものでございます。

第11条第2項は、次ページを御覧ください。

印鑑登録証明書の交付において、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の追加と、電気通信事業法の一部改正に伴う条文を改正するものでございます。

それでは改正文に戻っていただき、附則を御覧ください。

附則この条例は、令和8年6月14日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明は終わりましたので、議案第41号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第41号を採決いたします。

原案に賛成者は、挙手願います。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第42号 山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第42号 山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
地 域 防 災 課 長

地域防災課長。

議案第 42 号について御説明をいたします。議案をおめくりいただき、改正条例を御覧ください。

「山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するということですが、この条例は提案理由にありますように、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき制定されているものであり、消防活動等に従事した非常勤消防団員等に対する損害補償の内容を定めているものであります。3 月定例会においても、非常勤消防団員等に対する補償基礎額を改定いたしました。このたび、国家公務員災害補償法に規定する葬祭補償の額が改定されたことにより、同政令における葬祭補償の額が改定され、5 月 27 日に公布されたため、ここで再び条例改正するものであります。

内容につきましては、その下の改正文のとおり、「第 18 条中 31 万 5,000 円を 33 万円に改める」というものでございます。

附則です。施行期日第 1 項。この条例は公布の日から施行する。

経過措置、第 2 項。この条例による改正後の山北町消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた山北町消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

次のページは新旧対照表ですので後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第 42 号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

1 番、和田成功議員。

1 番 和 田

金額が 31 万 5,000 円から 33 万円と増額されたというようなことですが、共済金からの支出になるのかなと思うんですけど、その共済金の掛金など財

政的な影響について変化というか変更があれば、説明を願いたいんですが、いかがでしょうか。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 これは日本消防協会に共済掛金ということで、消防団員数の定員数、条例上の定員数の数だけをかけた、今はおそらく3,000円掛ける消防団員数の予算を取らせていただいて、毎年お支払いをしているものでございます。この後、全国各地で様々な事故等が起こって、補償が大きく増加したといった場合は、そこら辺の掛金も多くなるのではなかろうかという予想はつきますが、現在のところ予算内で収まる予定となっております。

議長 よろしいですか。

ほかに。

8番、府川輝夫議員。

8番 府川 施行期日の2つ目、令和8年4月1日以降に支給すべき事由の生じたというふうに書いてありますけれども、現在この該当するような方は町内消防団員の方でいらっしゃるのかどうか。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 大体見ればあれなんですけど、全くございません。

議長 ほかにございますか。

よろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第42号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第43号 山北町記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第43号 山北町記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について。

山北町記号式投票に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月9日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和8年執行、山北町長選挙から記号式投票用紙を廃止するため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

初めに条例を廃止する理由でございますが、現在数多くある選挙のうち、町長選挙の投票日当日の投票用紙のみ投票用紙に印刷されました候補者の名前の記号欄に丸を記載して投票する記号式投票を行っております。投票日当日に使用する投票用紙の印刷につきましては、立候補の届出後、候補者が確定してから行うため、投票日前日まで期間が短く、投票用紙の作成が間に合わない可能性があるということが懸念されております。また、神奈川県内の自治体におきましては、記号式投票を採用しているのが、山北町以外では松田町と真鶴町の2町のみであること、さらに開票作業のときに、期日前投票で使用しております直接候補者の氏名を記載する自書式の投票用紙と、投票日当日に使用しております記号欄に丸を記載いたします記号式投票用紙が混在することで、開票事務が複雑になるなどのことから、ここで全ての投票方法を自書式投票に統一するため記号式投票に関する条例を廃止するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、改正文を御覧ください。

「山北町記号式投票に関する条例を廃止する条例」山北町記号式投票に関する条例は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第43号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第43号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第44号 令和8年度山北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第44号 令和8年度山北町一般会計補正予算(第1号)。
令和8年度山北町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億5,820万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年6月9日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは議案第44号 令和8年度山北町一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは5月3日の強風による倒木の対応で災害復旧費を増額するものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、19款寄附金を20万円増額し、補正後の予算額を54億5,820万円とするものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。19款寄附金、1項寄附金、7目衛生費寄附金は、補正額20万円でございます。健康福祉センター関連の経費に充当させていただくものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、76万円の増額でございます。

説明欄の庁舎等管理事業の委託料につきましては、旧清水小学校のキュービクルの管理を町で行うことになるため増額させていただくものでございます。

備品購入費につきましては、議会事務局内の冷蔵庫を更新するものでございます。

財産管理事業の用地測量等業務委託料につきましては、町でお借りしている土地を返還するに当たり境界等を確認する経費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は23万8,000円の増額でございます。

町・社会福祉協議会助成金につきましては、ともしびショップの物価高騰に係る減収補填を行うものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、8万2,000円の増額でございます。

健康福祉センター管理事業における管理備品購入費につきましては電子ピアノの更新を行うものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては60万7,000円の増額でございます。

説明欄下段の仮設トイレ借上げ料は大野山山頂のトイレの復旧に時間を要

するため、臨時的に仮設トイレを設置するもので、その上段の委託料は設置した仮設トイレの管理を委託するものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は300万円の増額でございます。

5月3日の強風により町道上への倒木等が発生したため、その対応等で増額するものでございます。

13款予備費は448万7,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第44号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ

6番、大野徹也議員。

6番 大野 先ほど財産管理費の中の庁舎管理事業の委託料、こちらが清水小学校の電気設備のほうの委託料というふうな御案内だったんですけども。以前東急建設さんがその設備に対して自前で持ち込んでいたというふうなことを伺っているんですけども、現在のキュービクルの部分についてどのような状況なのかちょっとお教えいただきたいと思います。

議長 財務課長。

財務課長 現在のキュービクルの状況でございますが、東急建設さんが入所された際に、必要な電力、もともと小・中学校の電力を賄うためにキュービクルがございましたが、その能力が不足するという事で増設をされました。その増設したキュービクルにつきましては、どうしても撤去しなければならないというところがありましたので、既に撤去していただいております。今現状は、もともと学校のためにあったキュービクルはそのまま残っている状況でして、このキュービクル電気につきましては一般的に、休止というか使用を一旦お休みするという状況はできませんので、必ず特にキュービクルにつきましては常に主任技術者を置かなければいけないということで定められておりますので、既存のキュービクルがある以上はこの管理をお願いしなければ、町の技術者おりませんので管理を委託しなければならないという状況でございます。

議長 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 主任技術者の管理のもとに、これいわゆるそのキュービクルをそのまま使わなくても保存しておくというふうな状況かと思います。実際に、東急建設さんが入っていたときと同じような形で電力消費が仮に多くなってくるといった場合に、現在のキュービクル設備というのは入替えをしなきゃいけないのではないかなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長 長 財務課長。

財 務 課 長 今後、どのような使い方にするかにもよりますが、今ある設備は確かに老朽化が進んでおります。ここで技術者が変わることもありまして、一度改めて点検等をしていただきます。部分的にかなりちょっと交換が必要な箇所があるというふうなことは聞いておりますので、その辺も事故が起きない範囲で適切に対応してまいりたいと考えております。

議長 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

7 番、富田陽子議員。

7 番 富 田 11ページの公共土木施設災害復旧費なんですけど、倒木処理ということで災害復旧に御尽力いただき感謝いたします。この倒木処理というのはどれぐらいの被害があったのか伺います。

議長 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 5月3日の強風に伴う被害の関係についてのものですが、町道湯浅線で、倒木と流出土砂を撤去ということで、金額といたしましては43万7,800円の被害になります。また町道神縄・神尾田線ということで場所につきましては、ひだまりの里の入り口の付近にございます。こちらも空積みの石積みが、ちょっと崩落してしまったということで、こちらが14万3,500円になります。また町道深沢線ということで深沢集落の手前になりますが、こちらも倒木がございまして、電線にかかっていたんですが、電線にかかっていたものは東電に対応していただきまして、その後処理を行ったというところでございます。

あと6月3日もあるんですが、6月3日の台風6号につきましても被災を受けておりまして、こちらが町道深沢線、場所でいうとイマン沢橋という橋があるんですが、そちらの手前付近で大きな倒木がございました。こちらも除去しております。こちらが11万2,200円になります。

続いて、町道尺里高松線、今新東名のほうで工事を行っていただいておりますが、中日本さんで行っていただいているところの場所が一部のり面が崩落したということで、こちらは中日本さんで対応していただいております。

概要については以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

よろしいでしょうかね。質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第44号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第 44 号は原案どおり可決されました。

日程第 5、議案第45号 動産の取得について。

消防ポンプ自動車を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 45 号動産の取得について、消防ポンプ自動車動産の取得のために次により契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和 8 年度消防ポンプ自動車第 5 分団購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。1 機 2,233 万円なり。うち取引に関わる消費税及び地方消費税の額 203 万円。

4、契約の相手。東京都港区芝五丁目 36 番 7 号三田ベルジュビル 19 階株式会社モリタ東京支店、支店長、岡本直彦。

令和 8 年 6 月 9 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消防ポンプ自動車買入れのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長

議案第45号について御説明をいたします。

議案をおめくりいただき、参考資料を御覧ください。

入札結果報告書になります。件名は「令和8年度消防ポンプ自動車（第5分団）購入」です。

入札結果、落札業者については御覧のとおりとなります。金額ですが、2,233万円、3月の納期としております。今回の購入物品の概要ですが、ベース車両としては、トヨタのダイナ、ガソリンエンジン、2輪駆動、オートマチック車でございます。完成車としては、様々な消防設備品を施し、現在の普通免許で運転可能な総重量3.5トン未満としております。ちなみに現在5分団で使っている車両につきましては、今回の入札には反映せず、納車後売払いを行う予定としております。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第45号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川

今報告書の中で3.5トン未満ということで運転免許証が普通免許ということの説明がありました。10何年ぐらい前から、4トン以上の車がなかなか運転できない、あるいはオートマチック限定で消防団員が団員になっても運転できないというようなことがありました。その改善としては非常にいい内容だなというふうに思っております。この3.5トン未満のこれは可搬自動車なのかフル装備というか、その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

議

長

地域防災課長。

地 域 防 災 課 長

免許などの制度が変わって以降は、全て消防ポンプ自動車及び可搬を積載する自動車についても普通免許で運転ができる車両を更新しております。

議

長

8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川

今回の該当は可搬なのか。何ていうんですか、装備しているのか、それで今まで5分団でしたっけ。今まで使っていたものが、例えば5分は可搬だったのかどうか、あわせてお願いしたいと思います。

議

長

地域防災課長。

地 域 防 災 課 長

これまでも新しい車についても、消防ポンプ自動車もうまるっきり一体型

となった車両でございます。ただし、これまでの車両については、いすゞのエルフだったでしょうかね、母体が２トン車レベルの。ですので、今回はかなり小さい目のポンプ自動車になります。

議長 長 ほかにごいませんか。

よろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 長 御異議ないので、議案第 45 号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議長 長 挙手全員、よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第 6、議案第46号 動産の取得について（I P 無線機）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第46号「動産の取得について I P 無線機」動産の買入れのため、次により契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和 7 年度、I P 無線機購入（繰越明許）。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。1 機902万円なり。うち取引に関わる消費税及び地方消費税の額82万円。

4、契約の相手。神奈川県厚木市旭町 5－41－20三愛電子工業株式会社厚木営業所、営業所長、藤原恒雄。

令和 8 年 6 月 9 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、I P 無線機買入れのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものです。詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 長 地域防災課長。

地域防災課長 議案第46号について御説明をいたします。

議案をおめくりいただき、参考資料を御覧ください。

入札結果報告書になります。

件名は、令和7年度、I P無線機購入(繰越明許)です。

入札結果、落札業者については御覧のとおりとなります。金額ですが、902万円、1月を納期としております。今回の購入物品の概要ですが、携帯型I P無線機、アイコムI P700及び充電器等附属品、計46台となります。既に令和6年度から計画的に購入を開始し、財源の予定が組めたため、3月補正予算でお認めいただき、ここで執行するものになります。

本機器については、これまでの防災行政無線機の移動局より小型化、軽量化され、電波や音質も向上が認められるものであり、何より今後のコスパが期待されるものでございます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、議案第46号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

1番、和田成功議員。

1番 和田 I P無線機アイコムI P700ということなんですけど、私ちょっと調べたところ、もう製造が終了しているような記述があったのですが、もうあと、後継機のほうがもう販売されているような形になっているかと思うんですけど、このタイミングで、製造が終了している可能性がある機種を購入といたところで、その辺について御説明願いたい。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 おそらくその情報はメーカーさんの情報じゃないかというふうに伺われます。私ども相手しているのは販売業者さんでございまして、その業者さん入札の結果にもありましたとおり、3社とも札を入れる関係ですので、これは納められるということが確認された上での入札かというふうに理解しております。ちょっとメーカーさんのほうの情報は私ども仕入れておりません。また令和6年度から、同機種を継続して買わせていただいておりますので、同じ機種で今回は資料を作らせていただきました。

議長 1番、和田成功議員。

1番 和田 購入に際してはね問題がないかとは思いますが、製造が終了すると部

品等の保有期間というのが製造終了後から何年間というような取決めかとは思いますが、そういったところで数年後、修理とかそういったとこができなくなるとまた経費がかかったり、また買替え等があると思うんですけど、この辺の耐用年数というのはどういうふうに考えられているのか。

御説明をお願いします。

議 長

地域防災課長。

地 域 防 災 課 長

やはりどのような機械または家電においても、おおむね10年というような内容が示されておりますが、これにつきましても、おおむね10年を見込んでおります。10年以上ということで見込んでおります。この一つ一つの機械が、これまでのトランシーバー型の無線機、あれ40万も50万もしたものです。それがこの小型化されて内容もよくなって、20万レベルというものでその10年後に買替えしても、負担はそれほど今のものを維持するよりは軽いのではないかというふうに考えております。

議 長

ほかに質疑ございませんか。

6 番、大野徹也議員。

6 番 大 野

I P無線機ということで、20万、40万が20万ということですから、非常にその辺の内容についてはよろしいかと思うんです。すばらしいかと思うんですけれども。ここで46台購入、令和6年度に購入されている部分と含めまして、全分団のほうにどのような配布で行き渡らせるのか。それと、こちらが、1月20日納期ということなんですが、これはその前に引っ張るということとはなかなか難しいということだと思いますけれども、仮にそこまでの間、現在の無線機を使用しながら、設備を、それを稼働していかなきゃいけないということなんですけれども、現在の新しい無線機の購入に合わせて、従来の無線機器のほうは、例えばそれを撤去するとかその辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議 長

地域防災課長。

地 域 防 災 課 長

まず配備先でございますが、これまで今までの行政防災無線につきましては、96台確保いたしまして、災害対策用、貸出し用、消防用それから孤立懸念地域用、出先機関用、様々なところで利用をさせていただいておりました。御存じのとおり、様々なイベント等でも利用をしておったんですが、内容

が防災の内容のもので、あまりにもちょっと気軽にお使いいただくものはちょっと難しいかなと今後というふうに考えておりまして、2年ほど前から徐々に減らしていくよと言ったことで庁内でも呼びかけをいたしまして、合計今回御購入させていただく46台含めて96台は64台に縮減するという予定にしております。これは必要最小限のみではなく、多少予備がある中で運用させていただいております。その予備をどのように扱うか、役場に置いておくままなのかということであると、そうじゃなくて、その予備を避難所をいざ開設するよというときにそれをどんだんだんだん持っていってもらおうというような感じで予備を庁舎の中に置いておくというような感じで運用をさせていただく予定になっております。

それから現機器と並行して使っていく期間になりますが、これも予算が伴うことですので、この後、当初予算等で御提案をさせていただいて、決定されることかとは思いますが、すぐにここで納入されたから使い始めたから、すぐになくなるということは、ちょっと一応考えておりません。並行して1年ぐらい使いたいかななんていうことは一応考えております。何が起きるか分かりませんので、この後どのような不具合が起こるかというのも分かりませんので、少しの間は並行して使っていきたいなと。その後、特に問題がなければ、全て撤去、廃棄して、ちなみに大野山の頂上にその移動局専用のアンテナもあるんですがそういったものも維持費からなくなるということですので、お願いしたいと思います。あともう1個何だっけ。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑は。

7 番、富田陽子議員。

7 番 富 田 昨年行われた防災訓練のときにI P無線使用したんですけども、なかなか山をしょってて、I P無線が電波がずっとうまくいかなくて、通信できなかったんですけど、新しいI P無線になったことで、その電波状況がよくなるとかそういったことはあるんでしょうか。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 一概に全ての状況がよくなるとは考えておりませんが、少なくとも大野山に無線局が中継局があることによって、谷間は非常に厳しい状態になったであろうと、それによって前回の防災訓練では、多少メリットが悪い部分が出

たのではないかというふうに考えております。今回については携帯電話の電波を利用しておりますので、多少谷間でも人家があるところは大体今携帯電話の会社がカバーされているというふうに思いますので、逆にあれですね。山のほうへ、遭難救助で行って山のほうに行って、谷間に入ると厳しいと。これは今までの防災無線も全く変わりございませんので、相対的には悪くなるということはありません。

議 長 ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第46号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員、よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第7、陳情第1号 観光客のモラル向上による環境及び水源保全と住民の生活を守るための条例制定を求める陳情書 を議題といたします。

事務局長に文章を朗読させます。

事務局長。

事 務 局 長 それでは、陳情文書表でございます。

受理番号第1号、受理年月日令和8年5月11日。

件名「観光客のモラル向上による環境及び水源保全と住民の生活を守るための条例制定を求める陳情書」。

陳情者の住所及び氏名、山北町中川721番地 三保地区代表、山北町、三保連合自治会長ほか5団体、佐藤光重。

山北町皆瀬川909番地、共和地区代表山北町共和連合自治会長ほか4団体、濱田登志郎。

陳情の要旨は別紙のとおりでございます。

文書表は以上でございます。

議 長 文書表の朗読が終わりましたので、陳情第1号は総務環境常任委員会に付

託します。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了といたしましたので、散会いたします。

この後、10時10分より、議員のみの全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。

(午前9時57分)